

2020年6月19日
中外製薬株式会社

2019年度 当社取締役会の実効性評価に関する評価結果の概要について

当社の取締役会は、2019年度の実効性に関する分析・評価を実施いたしました。その結果の概要は以下のとおりです。

1. 実効性評価の実施方法

当社は、コーポレートガバナンス基本方針において、「取締役会は、取締役会における意思決定および監督の実効性を担保するため、事業年度ごとにその活動状況について、取締役の自己評価に加え、外部第三者による分析・評価を行い、その結果の概要を開示する」と定められていることに基づき、外部の法律事務所（以下「外部専門家」という）に、取締役会の実効性に関する第三者による分析・評価を依頼し実施いたしました。

2. 分析・評価の方法

第三者による分析・評価の前提として、外部専門家が事務局となり、現任の取締役及び監査役のうち2019年度末日時点で在任していた者を対象として、2020年2月から3月にかけて自己評価アンケートを実施いたしました。

また、自己評価アンケートの結果が当社の取締役会の状況やその他の取組みの実態に沿った正当なものであるか否かを客観的・合理的に検証する観点から、外部専門家が、①関係資料（当社の2019年度に係る株主総会招集通知添付書類及び有価証券報告書、2019年度に開催された取締役会の議題一覧、議事録及び配付資料、取締役会規則等の社内規程及びガイドライン並びに社外役員連絡会の資料等）を閲覧・精査し、②2019年度末日時点で在任の取締役及び監査役に、必要に応じて、インタビューを実施いたしました。

3. 評価項目

自己評価アンケートの主な項目は、以下のとおりです。

- (1) 取締役会の構成
- (2) 取締役会の審議内容
- (3) 取締役会の運営状況
- (4) 各取締役及び監査役自身の取組み
- (5) 委員会の取組み
- (6) その他

4. 分析・評価結果の概要

自己評価アンケートにおいては、これらに関するすべての質問について「できている」との回答がほぼすべてを占めておりました。更に、外部専門家が確認した資料及び実施したインタビューからも、これらの回答結果が当社の取締役会の状況やその他の取組みの実態に沿った正当なものであることが確認され、外部専門家は、上記3. のいずれの観点からも、取締役会の実効性は確保されていると評価いたしました。

5. 取締役会における報告・審議

当社取締役会は、外部専門家より上記の自己評価アンケートの結果および分析・評価結果の報告を受けるとともに、更なる実効性の確保・向上のための検討課題として外部専門家から指摘された事項（以下の6. に記載）およびその対応につき審議いたしました。

6. 今後の取組み

当社の取締役会は、外部専門家から検討課題として指摘された以下の事項について、今後、以下の取組みを行うことを考えております。

親会社との取引の監督の点については、親会社との取引基本契約の内容も含めて社外役員との理解をより深めることが重要であることから、社外役員連絡会等において説明の機会を設ける等さらなる情報提供に努めてまいります。

グループ会社の監督とグループの内部統制の強化の点については、国内外関係各社におけるガバナンス強化を推進するとともに、グループとしての内部統制強化を図る必要があると考え、定期的には実施している当社の取締役会への内部統制状況の報告、リスク管理報告などに加え、昨年海外子会社管理の組織変更によりモニタリング体制を強化したことに基つき、タイムリーな報告による監督に努めてまいります。

当社取締役会は、上記の評価結果を踏まえ、実効性の更なる向上に努めてまいります。

以上